

令和8年第1回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年1月9日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 小林三保
同 委員 仲山英之
同 委員 森山瑞江
同 委員 大石光宏

議 題

1 議案

(1) 議案第1号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

(3) 令和7年度「お祝いの言葉」について

4 報告

(1) 教育長報告

① 令和7年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

② 令和8年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について

③ 令和8年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について

④ その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時53分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐川 広
教育振興部教育総務課長	杉山 賢司
同 教育施策課長	竹岡 博幸
同 学務課長	竹内 康雄

同	学校施設課長	柴 宮 深
同	保健給食課長	渡 辺 雅 昭
同	教育指導課長	佐 藤 永 樹
同	副参事	佐 藤 勝 也
同	学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同	光が丘図書館長	小 原 敦 子
こども家庭部長		関 口 和 幸
こども家庭部子育て支援課長		脇 太 郎
同	こども施策企画課長	河 野 一 真
同	保育課長	岡 村 大 輔
同	保育計画調整課長	山 口 裕 介
同	青少年課長	横 山 亜規子
同	子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太
同	在宅育児支援担当課長	小 島 芳 一

教育長

ただいまから令和8年第1回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進める。本日の案件は議案1件、陳情1件、協議3件、教育長報告3件である。

1 議案

(1) 議案第1号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

教育長

初めに議案である。
議案第1号、練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について。
この議案について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。
では、ここでまとめたいと思う。議案第1号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、議案第1号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。
継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。
したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕
- (3) 令和7年度「お祝いの言葉」について

教育長

次に、協議案件である。

協議（3）令和7年度「お祝いの言葉」について。こちらは本日、事務局から新たに提出された協議案件となる。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件について、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

非常に細かい話なのだけれども、3ページの幼稚園での言葉の最後から2行目である。「教職員の皆様、そして本園の教育を支えてくださいました保護者、地域の皆様に」云々というところだが、ほぼ同じ文章が小中のところにもあるのだけれども、ここは「保護者や地域の皆様」と「や」を入れたほうがいいのか。

というのは、これは「保護者、地域の皆様」というような感じで若干無愛想である。実際に小中のほうはここが「保護者や地域の皆様」という文言になっており、これを読んでいてどちらがいいのかが分からなくなってきてしまったのだが、ここでお伺いする。

教育指導課長

お話しいただいたように、基本的には「保護者の皆様、地域の皆様」というところが徐々に省略されてきて、「保護者の方や」または「保護者や」と様々な表現をさせていただいたが、委員がおっしゃったように文字としては間違っていないと思う。「保護者」という言い捨ての言葉になっているので、「や」という言葉で3つを全面的に統一させていただきたいと思う。

仲山委員

もう1点。これもささいなところなのだけれども、小中一貫校のところである。9ページである。下から8行目だろうか。「史上最年少の18歳で金メダルを獲得、

その後も」と書いてある。この「その後も」は前の一貫校でないところでは「さらに」に変更してあるのだが、やはり、ここも「さらに」のほうが内容を正確に表しているのではないかと思う。

教育指導課長

基本的には内容は変えていないので、小中学校と合わせて直させていただきます。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。令和7年度「お祝いの言葉」については本日の協議結果を踏まえて作成することとし、この案件については協議を終了したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

ほかの継続審議中の協議2件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

① 令和7年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は3件ご報告する。
報告の①番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

2ページの質問のほうの(5)である。学校の運動会で順位や勝ち負けをつけないのはおかしいとの意見があったという質問があり、それに対して答弁がされているのだが、実際に保護者の賛成意見、反対意見というのはどの程度の割合なのか。

教育指導課長

教育指導課では保護者のアンケートはとっていないので正式な数字は分からないが、私は昨年度まで学校におり、私がいた地域の学校の中では3分の1から4分の1程度の保護者は、やはり優劣というか、順位をつけるべきだ、つけていただきたいという意見であった。

なぜかといえば、学習であっても点数がある。学力面で活躍できる子もいれば、そうではなく、運動面で活躍できる子もいる。そのような個性を大切にしたいというところで順位をつけていただきたいという考え方もあった。

しかし、一方で、やはり数年前、徒競争のような短距離走がなくなり、全員リレーを行うなどして、あまり優劣をつけることはよろしくない、また、運動が得意な子もいれば不得意な子もいるという中で順位をつけないほうがいいという考え方が出たのも事実である。

その中でコロナ禍があり、運動会という形から体育発表会という形を取る学校が多くなったところから、いろいろな考え方が今は各学校で行われている。そのため、学校の中でどのような現状なのかを調査したところ、やはり3分の2程度が現在はまだ順位をつけていないというところになった。

したがって、順位をつけろという気持ちはないし、どちらが正しいということはないけれども、保護者においてもいろいろな意見があることは事実である。一番重要なのは子供たちがつけてほしいのか、つけてほしくないのかということであり、それは今後、聞いていきたい。

森山委員

2ページの「教育について1」の質問の(3)である。区民の方より「子供がSNS上で知り合った男性から」云々と書いてあって、お子様まんざらでもなさそうで困っていると区民から意見を頂いたという内容だと思うが、このまんざらでもないという感覚というのは少し問題ではないかと思う。区民からこのような意見が出たといういきさつについて教えていただきたいと思う。

教育指導課長

こちらは議員から質問があったので、恐らく区民の方が議員にご相談をされたということだと思う。そのため、個人的な情報や、これがどのようなことであったかという直接的な話は伺っていないのだが、SNS上では今もいろいろな画像や映像が出ている。やはり、このようなものに対してさらに敏感になっていかなければいけない、そして、これを家庭教育ではなく、学校の中で確実に教育をしていかなければいけないという強い思いであるこちらでは受け止め、答弁させていただいた。

そして、性暴力、性犯罪ということは、学校現場で大きな問題となっているし、練馬区の中でも学校でいろいろなことがあったので、今年度より行っていることについて、これを確実にやっていくということ、そしてまた、検証し、来年度以降も続けていくことの大切さをこの1つの事例を通して、全体的な教育に広げていきたいということを答弁させていただいた。

そのため、この区民の方がどのようなことで、どのような事案でということは、詳細はつかめていない。

森山委員

やはり、子供がまんざらでもなさそうで困っている、ここは非常に問題だと思う。どなたがお知らせしたのか分からないけれども、やはり、そのような教育を確実にしていかなないと事件や事故といったところにつながっていくし、そういった性暴力への子供の感覚というところを教育で考えていただければと思った。

教育長

これは少し省略して書いているのだが、実際の質問だと、男性器の画像を送られてきて、まんざらでもなさそうで、と言っている。

私どもはデリケートゾーンというものの教育をして、自分たちがきちんと隠さなければいけない、ほかの人には見せるものではないところというものの教育を今年度新しいプログラムを作って確実に取り組んできている。

そのため、これを来年度も引き続きやっていくことで、そういったプライベートゾーンに関する認識を幼稚園のときから確実に持ってもらうということ、さらに、そういったものについての理解というか、やっていいことといけなことがある、それを送られてきたら、やはりそれは普通ではないのだ、という感覚を確実に持ってもらう。そういった意識を醸成していく必要があるのだろうと思っている。

これは1年でそのような感覚が身につくものではないので、本当に発達段階に応じて毎年取り組んでいくことで、そういったまんざらでもないと思うことはなくなってくるのだろうと、そこに期待している。

小林委員

1ページのところで部活動指導員について少し教えていただきたいのであるが、現在31校で35名配置ということであるが、こちらの内容である。文化部であり、運動部であり、配置しているのが偏った部なのか、それともバラエティーに富んだ部で、いろいろところで配置をしていただいているのかというのが知りたい。

また、こちらも今後検討していくとなっているが、もう1つ、今後の課題になっているというスポーツクラブとの協働のモデル事業である。バレーボールやバスケットボールなどということで、こちらは体育館競技だが、今後は野外競技や文化部的な活動の協働のようなものも検討されているのかと、また、住居から離れた会場ということだが、今は何か所程度で、今後はどの程度拡大できそうなのか、もし、検討段階で少し見えているものがあれば教えていただきたい。

教育振興部副参事

まず、部活動指導員についてであるが、こちらについては学校に調査を行い、どの部活で指導員が必要であるかというご回答に基づき配置をさせていただいている。文化部については主に吹奏楽部を中心に、運動部については全体にわたってニーズが見られる。そのため、特定の部活動に偏ってニーズが生じているとは捉えていない。

続いて、試行期間に行った地域クラブとの連携についてであるが、体育館を中心に展開させていただいた。今後については、お話にもあったとおり、校庭を活用したものなどについても検討していく。

続いて、会場の問題であるけれども、移動に関わる参加者からのお声も把握している。こちらについては公共交通機関や、また自転車の利用などについても現在検討している。

また、来年度の事業拡大についてであるが、今回は6月から10月の5か月間で月2回を上限に期間中1つの種目で最大10回の開設を行ってきたので、次年度については、実施期間を延ばすとともに実施回数などについても拡充の方向で検討しており、適切な形を探っている。

大石委員

12ページの学校の運営等について。質問の中に、授業内で終わらなかったプリント等を休み時間に強制的に行わせるなどという、ある意味、一方的な、学校の内容をなかなかご理解いただけていないのかという質問等がある。

12月に新聞にも出たけれども、都から保護者との良好な関係を築くためにということで委員会が立ち上がっており、その中でいろいろ、例えば教員の働き方改革に関連して、電話の時間や1回の対応の時間等についての話が新聞の中に出ていたかと思っている。

それについては、また都から下りてきて、区のほうで対応していくとは思うのだけれども、そのような様々な流れの中で区としてはどのような方向で対応を考えているのか。

教育指導課長

モラハラ対策ということになるかと思うのだけれども、区の規定はあるが、それは直接に学校現場で同等に扱えるというものではないので、今、委員がおっしゃったように、これから国と都から下りてくるという予定がある。その都の指針に基づき、区のモラハラのガイダンスと併せて今後、恐らく来年度中には発出できると思う。学校に周知するとともに、区からも保護者に呼びかけ、学校と保護者が円滑な関係づくりができるよう、そして、学校が子供たちと向き合う時間となり、しっかりとした教育活動ができるということを前提とした上で通知等をしていきたいと考えている。

学校からは、対応に困る保護者であったり、事件、事故を伺っているが、基本的にはそのようなものに関しては弁護士等の相談等も受け、現在のところは適切に進めている。

仲山委員

デジタル教科書やICTの活用に関する質問が幾つかあったけれども、その中の答弁として、8ページの最上の上の辺りに書いてあるが、「学校長等を委員とする『教育ICT利活用等推進委員会』を開催し、これらの取組の成果や課題等について検証を行っている」ということであるけれども、これまでのところで得られた成果、それから課題というのはどのようなものを教えていただければと思う。

教育指導課長

一般的なものになってしまうが、子供たちのICT活用の力は格段に伸びているということは以前もお話したとおりである。小学校、中学校合わせて約8割の子はICTの活用ができる。そして、7割の子はグラフなどを使ってプレゼンテーションなどの操作もできるという結果も出ている。

学校現場でも毎日のようにICTを活用した授業が行われているという現状もあるが、やはり学校の格差というか、それは個人の教員の力量というところもあるかもしれないが、そこは課題となっている。活用が多い学校もあれば、ほかの学校に比べてやや劣るという学校もある。

そのため、その教育の均一化というところで、この学校は頻繁に使い、この学校はあまり使わない、ではなく、公教育であるので、ある一定の水準を保ちたいという課題もあるし、やはり若手の先生とベテランの先生のICTの使い方、また、活用できる技術の差もあるので、こちらについては研修等を通して、いろいろな使用方法や活用方法を周知していかなくてはいけないということは、一般的ではあるが、毎年のように出ている内容ではある。

仲山委員

デジタル教科書も既に一部の教科では使われているということであるけれども、それに関するいいところ、悪いところというのは、この委員会ではどのような議論があったのか。

教育施策課長

デジタル教科書に関しては、一昨年からは英語、それと現在に関しては数学・算数、小学校5年生から中学3年生までの半分の児童生徒が活用しているという状況である。

これに関しては、まだ配備されて間もないということがあるので、これまでの当該推進委員会では直接的な議論は行われていない。しかしながら、新聞報道でもあるけれども、次期の学習指導要領に向けて、このデジタル教科書の在り方について、現在、国の中央教育審議会のほうで審議をまとめられている。

今後、紙にするのか、デジタルにするのか、またハイブリッド、このような選択があるわけだが、そういったことを私ども練馬区の教育委員会としても選択はしていくということ踏まえて、今後、そういったデジタルのよさ、もしくは紙のよさを踏

まえた中で、どのように扱っていくのかをこの委員会も含めて議論を行っていきたいと考えている。

仲山委員

PTAのことに関する質問があったかと思うのだが、財政面の支援を検討する必要があるのかどうかということで、答弁としては、助言は行うけれども、というところで話は終わっており、恐らく財政面の支援はしないとれるのだが、PTAに対して財政面の支援をする、しないなどというのは全国で考えたときにどのような状況になっているのか。あるいは、法律的に支援をすべきではないというような決まりがあるのかなど、その辺りを少し教えていただければと思う。

教育総務課長

法律上、PTAに財政的な援助ができるかどうかについては、規定に抵触する、しないというところはまだ少し不勉強な部分がある。けれども一方で、社会教育法上、一定程度の配慮をすることができるというような規定がされている部分があるので、何かしらの支援はできるかと考えている。

一方、近年の風向きとしてPTAを全肯定するという方々もかなり減ってきており、区内を見てもPTAを解散しているという学校もある。そうした中で、PTAは基本的に任意加入になるため、なぜ任意の1つの団体のPTAに対して公費を出すのか、ということの法的な根拠や公平性といったものを明確に示すことが必要になってくるということもある。

当然、PTAと学校の中で連携して教育を行っていかなくてはいけないのであるけれども、現在、そうしたPTAを是としない方々も一定程度いるということは事実であるので、PTAにどのような支援ができるのか、また、学校がPTAの活動に踏み込み過ぎても法的にどうなのかと言われてくる部分もあるので、その辺りの一定程度の課題などという部分については、今後、整理していかなくてはいけない部分であろうと認識している。

仲山委員

たしか今後はコミュニティ・スクールというシステムを目指しているという状況であるけれども、そのシステムが出来上がった段階ではPTAというのはその中に入るのか。もしかすると、そのようなシステムが稼働するようになるとPTAという単独の組織はもう役割はなくなるということもあるのか。

教育総務課長

コミュニティ・スクールとなると、いわゆる学校経営に対して地域のお声を頂きながら、その学校に通っている子供たちをどのように教育をしていくかというところを議論していただく部分になる。

そうした意味で当然PTAの方に委員として入っていただく部分もあろうかと思うけれども、一方、PTA単体としては、例えば、今で言うと、学校安全安心ポラン

ティアといって、授業中に学校の中に来ていただいて、不審者が来ないか、また、少し配慮が必要なお子さんが教室から飛び出してしまったときにその子を保護していただくなどの実際の学校教育においてご協力をいただくようなものもある。

コミュニティ・スクールが立ち上がっても、PTAの存在が要らなくなるというような状況にはならないと考えている。

教育長

PTAという看板を下ろしても保護者が任意で学校の事業に協力するような仕組みは引き続きある。また、PTA活動は行いたくないが、学校への協力はしたいというような一定のニーズもある中で、PTAを組織しているところだけに支援するというのはなかなか厳しいと思う。したがって、そのようなところを包括的に団体として捉えて、一定程度、何ができるかという検討は十分にする必要があるのでないかとは思っている。

森山委員

PTAの問題は財政ではないように思う。やはり負担が大きく、特に役員決めなどになると、誰も保護者は来ない。また、あるところではクラスの役員をくじで決める。また、お金を払って、外部の人に来てもらうというようなこともある。本当に我が子の教育のためにということではあるけれども、やはりそれだけ保護者には負担が大ききように思う。

ただし、PTAに入れば、それはそれで非常に楽しい活動ではあったりする。保護者同士の連携や、子供の様子を見られたりと非常にいい面もあるのだが、それにも増して負担のほうが大きいイメージがあるのではないかと思っている。

② 令和8年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について

③ 令和8年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について

教育長

報告の②番について説明をお願いします。③番についても関連する事項となるので続けて説明をお願いします。質疑については、報告の③番まで終わった後をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

では、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

大石委員

中学校は33校全て業者委託ということになっているかと思っているのだが、小学校のほうは65校中、例えば給食等ではあと4校、先ほどの用務業務委託では58校であったか。そのため、まだもう少しあるのかと思っているのだが、今後どのようなスケジュールで委託になっていくのか。または、その辺りの考え方を教えていただけるとありがたい。

教育総務課長

用務業務および調理業務ともに、委託化をしていくというのが基本的な考え方である。この委託の考え方だけれども、基本的に退職不補充という形で考えているので、その該当年、また翌年にどの程度の退職者が出るかを鑑みながら委託校数を決めている。

そのため、退職数がどの程度になるかというところであるので、いつまでに全校というところは今の時点ではなかなか申し上げにくいですが、いずれにしても全校の委託に向けて、退職不補充の考え方で進めていく。

教育長

それでは、以上で報告事項を終わる。
委員の皆様からその他で何かあるか。

仲山委員

ここ数日、学校での暴力行為の画像が出回っていることで問題になっているけれども、それに関連してお伺いしたいのは、練馬区の場合、小中学校に子供たちがスマホあるいは携帯を持っていくことに関しては禁止しているのか。

教育指導課長

スマホ等の機器に関しては小学校、中学校ともに禁止となっている。ただ、特別な事情があって持たせなくてはならないということであれば、学校長にその旨を保護者のほうから伝えて、許可を得て持っていくこととなっている。

居場所確認のようなGPS機能がついているものは持たせてほしいという保護者からの願いがあるのでかばんの中に入れておられるというお子様はいるが、そのほかの通信機器は禁止になっている。

仲山委員

今、問題になっている暴力の画像に関してだが、このようなニュースが流れた上で、今、区内の小中学校にその関連で何か注意を促すような、あるいは指導というのは行われているのか。

教育指導課長

学校自体が昨日から始まっているところ、そして、ここ数日の間でよくネット、ま

たニュースになっているところがあるので、今後、国または都から通知が来る可能性はあるけれども、練馬区として特段、学校に通知はしていない。

ただ、このことについては、やはり、いじめ、暴力ということとともにSNSというものの使い方、また制限や、これについてどう思うかという子供たち自身の感覚による。

やはり、このようなことを流してはいけないのではないかとすることは、この事案、事件だけではなく、いろいろなことが学校生活の中である。この場面を映像として撮っているのか、画像として落としていいのか、それを拡散していいのか、友達と共有していいのかというところは、やはりSNSのルールもあり、友達を傷つけること、そして、個人情報等も含め自分の画像を友達に送らない、流さないということは再三、指導はしているが、このような事案、事件が起きたときには、また適切に周知をしていかななくてはいけないと感じている。

教育長

そもそもあのような画像を流さないというのも当然のことなのだけれども、あの画像を見ると、1人が1人に対してやっているのを周りの人が見ている。そもそも傍観者になることもいじめをしているのと一緒にだということをこれまでも伝えており、そのため、そこでどう思うかというのは子供たちに聞いてみたい感じはする。

教育長

ほかにはいかがか。よろしいか。
事務局からその他で何か報告はあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

以上で第1回教育委員会定例会を終了する。